

令和7年6月11日

泉南市教育委員会 様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 田 中 章 弘

事件名：泉南市情報公開決定（令和6年度泉南教委指第868号）の件

諮問日：令和7年2月27日（令和6年度諮問第1号）

答 申 書

第1 審査会の結論

泉南市情報公開決定（泉南教委指第868号）につき「一部公開」とした決定について、一部公開すべきであるとした判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 処分庁は、「泉南市情報公開請求書の（1）件名箇所1. いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書につき、一部公開とした決定は妥当である。同件名箇所2. 同法第28条第1項の規定による調査に係る文書について、本件の対象文書の保有を確認した上で、改めて情報公開決定等をすべきである。」との令和6年7月17日付け泉南教委総第94号裁決書の趣旨に従い、「泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会では、報告第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されている。泉南市教育委員会の公文書の中で、当該事案に係る以下の文書をすべて出してください。1. いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書、2. 同法第28条第1項の規定による調査に係る文書のうち、件名箇所2. 同法第28条第1項の規定による調査に係る文書」（以下「本件対象文書」という。）について、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第10条第1号及び第3号に該当するとして、個人に関する情報及び実施機関内部における審議等に関する情報であって、公開することにより、公平かつ円滑な意思形成に著しい支障を及ぼす情報を非公開部分とし、本件対象文書を一部公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、

条例第7条第3項の規定により、令和6年8月20日付け泉南教委指第868号泉南市情報公開決定通知書で審査請求人に対して通知した。

- 2 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年11月18日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求を行った。また、令和6年12月6日付けで補正書を提出した。
- 3 処分庁は、令和7年1月9日付けで弁明書を審査庁宛てに提出した。
- 4 審査請求人は、弁明書に対し、令和7年2月10日付けで行政不服審査法第30条第1項の規定による反論書を審査庁及び処分庁宛てに提出した。
- 5 審査庁は、令和7年2月27日付けで条例第16条第1項の規定により泉南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求の趣旨

以下の二点（審査請求の趣旨二と三）を求める。なお、審査請求の趣旨一は、補正書により抹消された。

二. 審査請求に係る処分により情報公開された、令和5年5月11日付け泉南教委指第708号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査の実施について（諮問）」（添付2）では、以下の事項について泉南市いじめ問題対策委員会に諮問されている。

- 1 （黒塗り）学校におけるいじめに関する事実の有無
- 2 当該学校が行った調査内容の検証及び調査結果の評価
- 3 当該被害生徒への支援体制の検証
- 4 当該関係生徒に対する（黒塗り）学校及び泉南市教育委員会の対応についての検証
- 5 同種の事態の再発防止のために（黒塗り）学校及び泉南市教育委員会が執るべき措置等の検討

本審査請求に係る処分の請求書（泉南市情報公開請求書）に審査請求人が条例第6条第2号に基づき記載した件名の2番に対して、先述した令和5年5月11日付け泉南教委指第708号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査の実施について（諮問）」に関する公文書を情報公開した、令和6年8月20日付け泉南教委指第868号泉南市情報公開決定通知書にて通知された処分の取り消しを求める。

三. 本審査請求に係る処分の請求書（泉南市情報公開請求書）に審査請求人が条例第6条第2号に基づき記載した件名の2番に該当する文書は、審査請求に係る処分にて公開された文書以外に存在するはずである。審査請求人が請求した「泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会の報告第2号『泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について』」の事案の「いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に係る文書」を情報公開すること。

第4 処分庁の主張の趣旨

弁明書及び審査庁の説明によると、処分庁の主張は概ね次のとおりである。

二. について

審査請求人は、本審査請求に係る処分として公開された文書は、審査請求人が令和5年7月25日付けで条例第6条第2号に基づき泉南市情報公開請求書の件名に記載した2番の文書に該当しないと主張するが、処分庁は、泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会において、報告第2号「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」として報告された事案については、事実確認をしたところ、令和5年5月11日付け泉南教委指第708号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査の実施について（諮問）」で泉南市いじめ問題対策委員会に諮問されていることから、諮問日である令和5年5月11日から情報公開請求日である令和5年7月25日までの間に開催された当該委員会における調査に係る文書を本件対象文書として特定した。したがって、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、本審査請求に係る処分として公開された文書は、審査請求人が令和5年7月25日付けで条例第6条第2号に基づき泉南市情報公開請求書の件名に記載した2番の文書に該当しない理由として、4点をあげている。

1. 令和5年5月11日付け泉南教委指第708号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査の実施について（諮問）」の諮問書には、「重大事態に係る事実関係を明確にする」ための記載がなく、「学校におけるいじめ」に関する事実の有無や、学校が実施した法第28条第1項の調査に対する検証、評価等を行うための諮問のようである。つまり、「いじめ重大事態」に対する調査ではなく、「いじめ重大事態の調査」を実施したことに対する検証や評価を行う諮問であるとのことである。

この理由に対する意見は、次のとおりである。

令和5年5月11日付け泉南教委指第708号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査の実施について（諮問）」の諮問書には、泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条第2項（原文ママ）に基づき、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に基づく調査について、次の事項を諮問いたします。と明記されている。また、泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成31年泉南市条例第2号）第12条第2項（原文ママ）は、次のように規定されている。

第12条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事務を行う。

（2）法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること。

したがって、当該諮問については、「法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること」の事務を行うことは明白であり、「重大事態に係る事実関係を明確にする」ための記載がないこと等をもって、重大事態に対する調査ではないとは言えない。

2. 審査請求に係る処分により情報公開された、令和5年5月11日付け泉南教委指

第 708 号「いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づく調査の実施について（諮問）」（添付 2）は、「重大事態」と判断した事案に対する調査ではないので、「事案の経緯」「諮問理由」の記載がないとのことである。

この理由に対する意見は、次のとおりである。

前述のとおり、当該諮問については、「法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること」の事務を行うことは明白であり、諮問書に「事案の経緯」「諮問理由」の記載がないことをもって、重大事態の調査ではないとは言えない。

3. 審査請求に係る処分により公開された文書には、令和 4 年 12 月 27 日付け事務連絡「泉南市いじめ問題対策委員会への資料について（依頼）」との依頼書が存在し、泉南市教育委員会は諮問する前に、泉南市いじめ問題対策委員会に提出する資料を学校に対して求めている。当該諮問はいじめ重大事態の調査ではないとのことである。

この理由に対する意見は、次のとおりである。

重大事態の調査を実りあるものにするには、学校の設置者又は当該学校は泉南市いじめ問題対策委員会に対し積極的に資料を提供する必要がある、諮問前の資料提供依頼を否定するものではない。したがって、諮問する前に泉南市いじめ問題対策委員会に提出する資料を学校に対して求めていることをもって、当該諮問はいじめ重大事態の調査ではないとは言えない。なお、当然のことながら、専門的知識や経験を有する者で構成される泉南市いじめ問題対策委員会において、当該資料等を含め、公正中立の立場で、重大事態の調査が実施されるものである。

4. いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項では速やかに組織を設け調査を行うよう規定されている。令和 4 年 8 月 1 日（令和 4 年泉南市教育委員会臨時会の開始日）の時点で「重大事態」と当該事案を称していたのに、いじめ重大事態の調査の諮問が令和 5 年 5 月 11 日というのは遅すぎるとのことである。

この理由に対する意見は、次のとおりである。

令和 4 年 8 月 1 日（令和 4 年泉南市教育委員会臨時会の開始日）の時点で「重大事態」と当該事案を称していたのに、いじめ重大事態の調査の諮問が令和 5 年 5 月 11 日というのは遅すぎるということが直ちに本審査請求に係る処分として公開された文書は、審査請求人が令和 5 年 7 月 25 日付けで条例第 6 条第 2 号に基づき泉南市情報公開請求書の件名に記載した 2 番の文書に該当しないとは言えない。

以上 4 点のいずれの理由も、本審査請求に係る処分として公開された文書は、審査請求人が令和 5 年 7 月 25 日付けで条例第 6 条第 2 号に基づき泉南市情報公開請求書の件名に記載した 2 番の文書に該当しない理由にはあたらない。

三. について

審査請求人は、本審査請求に係る処分の請求書（泉南市情報公開請求書）に審査請求人が条例第 6 条第 2 号に基づき記載した件名の 2 番に該当する文書は、審査請求に係る処分にて公開された文書以外に存在する理由として、泉南市教育委員会会議令和 4

年第1回臨時会において報告された「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案であると主張する事案（以下「審査請求人主張事案」という。）があり、それを情報公開すべきと主張するが、前述（第4 処分庁の主張の趣旨 二. について）のとおり、本件対象文書は、泉南市教育委員会が泉南市いじめ問題対策委員会に令和5年5月11日付けでいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく調査の実施について、諮問した調査に係る文書であり、審査請求人主張事案は、泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会で、報告第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されたものではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。なお、審査請求人の審査請求のその他の理由については、本件処分に無関係な事案に関する主張であり、また、本件処分に影響を与えるものではないことから、その他の理由に対する意見の言及はしない。

第5 審査会の判断の理由

- 1 審査会は、泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会において報告された「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案を確認し、特定した。

その結果、審査請求人の主張は、これと異なる事案の情報公開を求めようとするものであり、本件処分に誤りは認められないから、一部公開とする本件処分を取り消すべき理由はない。

- 2 審査庁から、弁明書に、「泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条第2項」とあるのは誤りであり、同条「第2号」に訂正する旨の説明があり、審査会は誤記であると認めた。

第6 結論

以上により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。